年　　月　　日

●●電力▲▲▲株式会社　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住 　　所 |  |
| 会　社　名 |  |
| 代表者氏名 | 　　　　　　　　　　　印 |

「蓄電池の早期連系追加対策（充電制限）」を前提とした接続供給契約申込について【同意書】

弊社は、下記「１.電気の使用場所」の蓄電池（以下、「当該蓄電池」という。）について、貴社の接続条件（下記２.に定める接続条件（以下、「本接続条件」という。））に同意のうえ、接続供給契約の申込を行います。なお、本同意書の締結後に貴社が託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款によります。

記

１．電気の使用場所（需要場所住所・需要者名・蓄電所名・契約電力）

　　　需要場所住所：

需要者名：

蓄電所名：

契約電力：○○kW

２．接続供給契約申込における「蓄電池の早期連系追加対策（充電制限）」を前提とした接続条件

① 貴社が指定する制限内容（制限時間、制限量等）に基づき需要計画を策定し、当該蓄電池の系統からの充電を制限内容に基づき制限すること。なお、貴社が指定する制限内容は、貴社から別途受領する通知書を参照する。

② 当該蓄電池の連系までに、上記「①」の制限内容に基づく運転を可能とする機能（スケジュール運転機能など）を導入のうえ、当該制限内容をシステム上で設定すること。

③ 上記「②」の機能について、遠隔で監視・制御を行う蓄電池においては、通信途絶時など遠隔での監視・制御が不能となった場合でも、上記「①」の制限内容に基づく運転を可能とするために、遠隔での監視・制御不能時に自動で自律制御（蓄電所側でのスケジュール運転設定など）に移行する機能または自動で系統からの充電を停止する機能を備えること。また、自律制御が困難となり、上記「①」の制限内容に基づく運転が不可能となった場合には自動で系統からの充電を停止する機能を備えること。

④ 上記「②」および「③」で求める機能の具備について、任意の書式にて技術資料を接続供給契約申込時に提出するとともに、貴社から技術協議の要請があった場合はその求めに応じ、必要により機能改修を行うこと。

⑤ 貴社が当該蓄電池の需要者に対して発する給電指令に当該蓄電池の需要者を従わせること。

⑥ 貴社の流通設備の故障時および停止作業時は、貴社の求めに応じて当該蓄電池の系統からの充電を停止すること。

⑦ 将来の需要増加などによる系統状況の変化等に伴い、貴社から上記「①」の制限内容の見直しに係る連絡を受けたときは、あらかじめ貴社が指定する日までに見直し後の制限内容をシステム上で再設定のうえ、当該蓄電池の系統からの充電を制限すること。

⑧ 本同意書に基づく接続供給契約の締結後に、弊社の希望により、本接続条件での系統接続から系統増強での系統接続に変更する場合、または本同意書に基づく接続供給契約を廃止する場合は、本同意書に基づく接続供給契約の変更または廃止に伴い発生する費用を、貴社の託送供給等約款に基づき支払うこと。

⑨ 国や電力広域的運営推進機関で議論されている蓄電池の接続に係る制度の決定前に本同意書に基づく接続供給契約を締結することにより、事後的に、上記「①」の制限内容を含む本接続条件、契約条件、託送供給等約款および運用ルール等が変更となり、不利益が生じる場合があるが、その際の不利益を受容し、貴社とのいかなる契約変更等にも異議無く応じること。

⑩ 上記「①～⑨」が遵守されない場合や貴社からの契約状態に関する是正の求めに弊社が応じない場合には、貴社の託送供給等約款８（契約の要件）(1)ホの要件を満たせていないものとして、本同意書に基づく託送供給が停止、または、接続供給契約が解約されること。また、本「⑩」により託送供給が停止、または、接続供給契約が解約されても貴社に対して異議を申し立てないこと。

⑪ 上記「①～⑩」により生じた損害その他の費用について、貴社に対して弊社、当該蓄電池の発電量調整供給契約を貴社と締結する事業者ならびに当該蓄電池の発電者ならびに需要者および需要量抑制量調整供給契約を貴社と締結する需要抑制契約者は一切の責任および損害賠償を求めないこと。

⑫ 弊社が本接続条件を遵守しないことにより貴社の設備等に損傷等が生じた場合は、貴社に対して当該損傷等に係る損害（復旧費用等を含む。）を賠償すること。また、弊社が本接続条件を遵守しないことにより、設備の損傷や損傷防止のために行う負荷遮断に伴い、第三者に対する託送供給や発電量調整供給に支障が発生し当該第三者に損害が生じた場合は、その責任の全てが弊社にあることを認め、当該第三者又は貴社の求めに応じて、弊社から当該第三者に対して直接損害を賠償し、貴社が第三者から賠償請求を受けないよう必要な措置をとること。

⑬ 本接続条件を遵守することを条件に当該蓄電池にかかる接続供給契約を申込むことについて、当該蓄電池の発電量調整供給契約を貴社と締結する発電契約者、ならびに当該蓄電池の発電者ならびに需要者および需要量抑制量調整供給契約を貴社と締結する需要抑制契約者の承諾を得ており、これらのものからの本接続条件に係る問い合わせ、異議等については弊社が責任をもって対応し、貴社に迷惑をかけないこと。

⑭ 早期連系追加対策の実施にかかる費用※は、弊社または当該蓄電池事業者の負担とすること。

　　　※：主な費用は次のとおり

　　　　　- 充電制限に伴う機会損失

　　　　　- 上記「②」および「③」に係る機能の導入費用や、当該機能の更新、保守・運転、廃止に係る費用

以 上